

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番12

管理番号	141	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和				
提案団体	岐阜県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に参酌基準とすることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。

施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。

【具体的支障事例】

施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたいが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。

【制度改正の必要性と効果】

地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。

根拠法令等

都市公園法施行令第8条

各府省からの第1次回答

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。

運動施設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、その敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。

仮に都市公園としてオープンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を廃止（都市計画公園の場合は、都市公園の都市計画を変更）し、その上で運動施設を設置することも考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の都市公園は岐阜市の中心市街地に約23haの面積を有し、運動公園としての機能の他、岐阜市の都市基幹公園として緑地の拠点に位置付けられ、震災など緊急時には避難場所としての機能も果たすように広域避難場所の指定を受けている。

また、岐阜市における都市計画区域内の人口一人あたりの都市公園面積は9.28㎡で、全国平均10.03㎡を若干下回っている状況にあり（H25年度末時点）、これを廃止することは地域住民にも説明がつかないものとする。

本提案は施設を設置した時点では想定できなかった、競技施設に求められる施設基準の変更をもたらすルール改正や障がい者スポーツの振興等、スポーツ環境の変化により不足することとなった設備や機能について、最小限の改修により、国際大会等を実施することができるよう適合させるためのものである。運動施設の面積が百分の五十を大幅に超えるような大規模な拡張ではなく、あくまでも都市公園法の趣旨を踏まえて、オープンスペースを十分に確保したうえでの施設運用を望むものである。

都市公園の設置目的は、当県としても当然に理解しているところであるが、今回の国土交通省からの回答では、運動施設の割合の限度を百分の五十とする理由、百分の五十を僅かでも超えると都市公園の目的が達せられない理由が明らかにされていない。

百分の五十という基準を一律に課すことは、都市公園制度の運用として過度に固定的と思われる。自治体で地域のニーズを踏まえ、都市公園における運動施設以外のオープンスペースの絶対的な面積の大きさや運動施設の配置・構造、避難場所としての機能を考慮したうえで、弾力的な運用ができるように参酌基準とするのが望ましいと考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

草津市、京都府、高松市、小城市、延岡市

○中心市街地に運動施設を中心として、「地域のスポーツ実施率を高める活動拠点」、「中心市街地活性化に貢献する集客拠点」、「コミュニティを醸成する交流拠点」、「地域の安全・安心環境を高める交流拠点」を基本コンセプトとして、都市公園事業として体育館、多目的グラウンド、テニスコートを中心に緑とオープンスペースの整備に取り組んでおり、今後、開催を予定されている国民体育大会に対応し、さまざまな競技の受け入れに対応できるよう、施設の規模や機能の充実が求められている。

現在、都市公園内の運動施設については、敷地面積の50%以内とされており、本市が整備に先立ち策定した基本計画においては、都市公園内の運動施設率を49.3%としているが、今後も利用者等からテニスコートや多目的グラウンドの面積拡大の要望が予測されることから、地域の特性を考慮した規

制の緩和を求める。

○河川敷を占用し運動広場(グラウンド3面)を設けていたが、河川改修により消失することとなったため、その代替地の選定を進めているところである。

しかしながら既存の運動広場周辺において、一定規模の土地を確保することが難しい中、施行令の基準により、必要な運動施設(グラウンド3面)の倍以上の面積の土地の確保が必要となるが、その取得は非常に困難で、運動施設の規模を縮小せざるを得ない状況。

○都市公園の近くに優れた泉質の温泉がある保健福祉センターがあり、一帯を市の優良な資源と捉えその資源を磨く(整備する)ことで「健康」のまちづくりを進めていきたい。

現在の都市公園の運動施設の敷地面積は35.38%であるが、スポーツ(運動)は、健康のまちづくりの柱の一つであり、拠点となり得る施設の建設等の可能性も検討されているため、地域の実情や要望に応じた運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」とすることに賛同する。

○運動施設の50%敷地基準について緩和されると助かる。今後、国体開催等に伴い施設改修等が必要となった際には、支障となり得る。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公園施設の設置に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで、都市公園を廃止し、別の施設に転換することは、地方公共団体が取り得る選択肢として想定し難く、また、施設の財政上の取り扱いも異なることとなることから、困難ではないか。

○都市公園のオープンスペースとしての機能を維持することは重要であるが、運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで直ちにその機能を失うこととなるのか。緑地面積について、面積割合と絶対値等とを掛け合わせたものとする等、地域の実情に応じ、都市公園に求められる機能の多様化に対応できるようにするため、基準について弾力性を持たせる方向で検討すべきではないか。

○近年、都市公園には防災拠点としての役割も求められている。災害時には運動施設でも避難者を受け入れる等の協定を事前に結んでいた場合等には、運動施設も含めてオープンスペースとしてとらえても問題ないのではないか。

各府省からの第2次回答

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。そのため、運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。運動施設の敷地面積が百分の五十を超える場合、運動施設が全体の敷地面積の過半を占めることとなり、都市公園の基本的性格が失われてしまう。

以上の理由から、百分の五十を参酌基準化することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番35

管理番号	601	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲				
提案団体	函館市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。

【事例】

交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。

【懸念に対する方策等】

権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。

根拠法令等

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ

一本の道路で都道府県道及び市町村道が複合するなどの場合には、都市計画決定権者が乱立することを防ぐ観点及び路線全体の都市計画上の性質に鑑みて、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めることが適切であり、一般国道及び都道府県道については、一の市町村の区域を超える広域的なネットワークを形成する施設であることから、一般国道又は都道府県道に関する都市計画は都道府県が定めることとされているところ。また、都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、国道または都道府県道（以下「国道等」）と市町村道で構成される一本の都市計画道路の決定の主体を都道府県から市町村に移譲するよう求めるのではなく、市町村道部分について変更しようとする場合に限り、市町村に移譲するよう求めるものである。市町村道は実情を最もよく把握している管理者たる市町村が変更を行う方が効率的で、国道等を含まない一部区間を変更する場合は市町村が都市計画を変更すべきである。都道府県が定めた都市計画道路を市町村が変更したとしても、都市計画法に規定されている都道府県との協議等により調整が十分に行われ問題は生じない。

都市再生特別措置法第51条第1項には、都道府県が決定した都市計画を市町村が変更することについて、一定の要件の下で可能とする規定が置かれている。さらに、都道府県が定めた複数の市町村をまたぐ都市計画道路で国道等を含まないものについては、現在は、変更しようとする都市計画道路の部分が存在する市町村がこの都市計画変更を行うものと解される。このように都道府県が決定した都市計画道路を市町村が変更を行うことについて許容される場合や、一本の都市計画道路について複数の主体が変更する場合がある。

国道等と市町村道とが交差点で接続している場合には、あわせて一本の都市計画道路を構成する場合と、各々別の都市計画道路として定められている場合があるが、これらを別異に取り扱うことは、不合理である。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、国道、都道府県道になっていない部分に係る都市計画は市町村決定とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都道府県決定の都市計画を市町村が変更することが認められない理由について、「広域的なネットワークを形成するものとして都道府県が一体的に決定した都市計画道路を変更する場合には、程度の差はあっても当該ネットワークの機能に何らかの影響が生じるため」とする指摘については、都市計画法の体系において、（決定権者に違いはあるものの）「軽易な変更」という考え方も存在することから、変更によって生じる影響が比較的小さいと考えられる場合を類型化し、そうした場合に限って市町村が変更することを認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

<変更によって生じる影響が比較的小さいと考えられる場合の例(主に都市計画道路)>

- ・市の都市計画決定の変更により当然に補正が必要となる場合
- ・交通量の変化をもたらす可能性が低いと考えられる変更を行う場合
- ・当該都市計画道路に重大な影響を及ぼす恐れのない変更を行う場合

○ 「決定主体（都道府県）が関知しないところで変更される事態を防ぐため、決定主体と変更主体を別とすることはできない」との指摘については、市町村が都市計画を変更するに当たって都道府県との（同意）協議を行うことにより、必要な調整は十分図られることから、上記の懸念は当たらず、市町村が変更することを認めるべきではないか。

○ 決定主体と変更主体が異なる法体系として、都市再生特別措置法などの例もある。また、平成19年改正

道路法により、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道に係る歩道の新設、改築、維持又は修繕等について、都道府県の同意協議を経て、都道府県に代わって市町村が行うことができるとされている。こうした例を参考にしつつ、柔軟で効率的な都市計画の変更が可能となるよう、制度を見直すべきではないか。

○ なお、「(函館市のようなケースにおいて)起終点を変更することにより対応してはどうか」との指摘については、そのためにむしろ多大な時間と労力を要するとともに、提案主体からは、一体の都市計画道路として決定されたものを、事務の効率化のみを理由に変更することは困難であるとの意見が出されており、実態として対応が難しいのではないか。

(○ なお、都道府県が行っていた変更を市町村が実施可能となった場合のメリットとしては、市町村の個別の案件に応じて都市計画審議会が開催可能となることによる手続期間の短縮や、都道府県との事前協議に係る事務負担の減などが想定され、ひいては、事故危険箇所の改良など地域住民のニーズに迅速な対応が可能となると考えられる。)

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

都市計画の決定主体は、都市計画法において、国道・都道府県道については都道府県が、市町村道については市町村が決定するとされているのみであり、都道府県道と市町村道を一つの都市計画道路として決定する場合の決定主体については法令に定めがないところである。

これまでは、上位の道路について決定権限を有する都道府県が決定するよう運用してきたところであるが、提案のような事案について合理的な対応ができるよう、運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて、運用方法を検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(1)都市計画法(昭43法100)

(i)一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番38

管理番号	665	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一時的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。

【支障事例】

公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることによって、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。

【制度改正の必要性】

開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。

【懸念の解消策】

地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。

根拠法令等

都市計画法第33条
都市計画法施行令第25条
都市計画法施行令第29条の2

都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。
したがって、同令第29条の2を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法第33条及び同施行令第29条の2において、宅地水準及び宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度等の面積等を全国一律に定めているとしているが、本市は首都圏に位置しており地価が相対的に高価であることから、法のねらいに反して、同法施行令第25条第6号で定められている0.3ヘクタールという全国一律の基準値は、宅地開発を行う者は受け入れずに、同基準値を下回る小規模な開発行為が主流となっている現状である。

本市の提案の趣旨としては、宅地水準の確保を否定するものではなく、都市計画法で全国一律に定められている基準値を条例に委任することにより、地域特性により様々である宅地水準を反映することができ、またより質の高い公共施設を備えた開発行為へ誘導を図ろうとするものである。

よって、こうした基準値については、自治体がそれぞれの責任と判断で柔軟に行えるよう見直しを求める。

もし、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発区域の面積について地域の実情等を勘案した運用が行えるようにすべきである。

なお、開発区域の面積に対する道路の設置基準を定めた同施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発区域の面積そのものを条例に委任することができるかとされており、公園等設置義務についても同様と考える。

全国知事会からの意見

開発許可の技術的細目については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「開発事業者の予見可能性の担保と地域の実情に応じたまちづくりの実施との均衡を図った結果、技術的細目が定められた」との指摘については、地方公共団体が地域の実情に応じて議会の議決を経て「条例」で技術的細目を定めた場合には、開発事業者の予見可能性は確保される上、よりきめ細やかなまちづくりが可能となると考えられる。こうしたことから、開発許可の技術的細目に係る条例の自由度を拡大すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 「開発許可の技術的細目は、適合しない場合には開発許可はなされないという極めて影響が大きなものであることから、技術的細目に規定された開発事業者への義務付けの最低基準は法律で定める必要がある」との指摘については、地域によって誘導すべき開発行為の姿が様々であることに鑑みれば、地方公共団体が自己の責任において当該基準を設定可能とすべきではないか。

その際に、法律で「参酌すべき基準」を定めることとすれば、地方公共団体は参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任を負い、参酌する行為を行わなかった場合は違法となるため、開発事業者に対し過度な義務付けが行われる事態は回避できると考えられるが、いかがか。

○ 宅地開発を行う者に対する負担という点では、開発面積に対する公園面積の割合も、対象となる開発面積そのものの規定も同様である。したがって、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発面積について、地域の実情等を勘案した運用が行えるよう、見直すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 開発面積に対する道路の設置基準を定めた都市計画法施行令第25条第3号については、同法施行令

第29条の2第1項第3号により対象となる開発面積そのものを条例で制限を強化することができるかとされているが、公園等設置義務に関して、対象となる開発面積の下限に一定の幅を持たせることについて、何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

開発許可の技術基準は、市街地における良好な宅地水準を確保する等の目的から、全国的に確保すべき最低限の基準としている。このうち公共施設の整備については、本来地方公共団体が整備すべき公園等について、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、事業者に設置を義務付けるものである。

したがって、個別の条例の定め方によっては、最低限度の宅地水準の確保が困難となったり、事業者に対する過度な負担となったりするおそれがある参酌基準とすることは困難である。

公園等設置の義務付けの範囲について、開発面積に対する公園等の面積割合は、都市公園法体系で地方公共団体が都市公園を整備すべきレベルの範囲内で、原則3%以上としている。これを基に、

- ・義務付け対象の開発面積は、事業者にとって過度な負担とならない

(例えば、わずか数戸の住宅開発に設置を課するのは行き過ぎとなる)

- ・整備される公園等面積は、良好な都市環境の維持、防災等の機能の確保や、管理事務の効率性等の要請から、一定の規模を確保する必要がある

等の要請を総合的に勘案して、開発行為に求めうる最低限の基準として、0.3haの要件は定められているものである。

しかしながら、今回の提案を受け、また、地方公共団体からは開発行為により整備される公園が小規模な場合に管理負担が大きい等の声もあることから、運用実態・地方公共団体及び開発事業者の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(ii)開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番9

管理番号	123	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

現在、都道府県が持っている大規模小売店舗立地法に関する届出の事務処理と中心市街地の活性化に関する法律の大規模小売店舗立地法の特例区域(特例1種、特例2種)の設定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲してもらいたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。

再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定までには、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を図る等している。

法第37条6項等で都道府県等は、特例区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うとされており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3カ所が第2種特例区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めていきづらい。

例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強かかった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。

【必要性・解消策】

再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいてはコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほしい。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ないものとする。

なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律
第37条、38条、39条、65条
大規模小売店舗立地法第5条、6条、8条、9条等

各府省からの第1次回答

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)は、大店立地法第5条において、大規模小売店舗を新設する者の届出先となる当該法の運用主体を、「ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体である事が必要である」とする観点から、都道府県及び政令指定都市としている。

中心市街地の活性化に関する法律(以下「中活法」という。)に規定される第一種特例区域及び第二種特例区域は、中心市街地の全部又は一部について、大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、大店立地法の特例を受けることができる区域として規定されている。

この中活法に定める特例区域を設定する手続きについては、中心市街地に立地する大規模小売店舗が、上述の大店立地法第5条に基づき大規模小売店舗を新設する場合と同様、当該大規模小売店舗が立地する市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、大店立地法の法益を保護する観点から特例区域を定めることのできる主体として都道府県及び政令指定都市を規定しているところである。

なお、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができることとなっている。

松山市におかれては、本規定に基づき、ご要望の中活法および大店立地法における権限移譲につき愛媛県と協議して頂きたい(大店立地法上の権限についても、既に秋田市、宇都宮市等の一部の中核市を含む市町に対し移譲されている状況にある。)

なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、大店立地法の権限についても市町村に移譲し得ることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロックごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模小売店舗の新設等の届出については、隣接する市町村に及ぼす交通渋滞、交通安全、騒音等の影響への配慮が必要と考えるが、市内中心部に位置する中心市街地での大店立地法の特例区域の指定に関しては、近隣市町村への影響は想定されないものと考えている。

また、現行は都道府県及び政令指定都市が運用主体となっているが、指定都市の中には中核市より面積の小さい都市もあるなど、中核市が運用主体となり得ないとは考えていない。

県条例による事務処理特例での移譲についても愛媛県と協議しているが、本提案については、中核市における中心市街地への商業施設の集積によって、人口減少への対策やコンパクトシティの推進に資するものと考えており、法改正による権限移譲について、積極的な検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

中核市の現状について十分に確認の上、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。

なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○法律による移譲は、事務処理特例制度とは財政措置、条例制定権限の移譲の可否などの点で異なるため、法律による移譲を検討いただきたい。

○中心市街地活性化法に規定する特例区域の指定権限について、大規模小売店舗立地法の事務・権限と分離して移譲することに具体的な支障がないのであれば移譲すべきではないか。

○「広汎な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体」として都道府県・指定都市が権限主体とされているが、中核市には指定都市より広汎な面積を有する市も多数あり、中核市においても広汎な地域を鳥瞰し対応することが可能であると考えため権限移譲すべきと考えるが、この場合具体的な支障はあるのか。

○近隣市町村との調整については、現在事務を実施している指定都市において、立地店舗が市境から一定距離以内の場合に情報提供して対応している例もあり、中核市でも同様の運用をすることで対応可能なため、中核市まで権限移譲すべきではないか。

○現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省とが共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただきたい。

その際、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

<中核市への権限移譲に関するアンケート調査結果を踏まえた考え方について>

○大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」)の届出に関する事務処理と中心市街地活性化法の特例区域の指定に関する事務処理や権限を中核市へ移譲することについて、今回実施したアンケートの結果、権限移譲を求める中核市は極めて少数(※)であったことから、中核市に対して一律に権限移譲する必要性は認められない。

※中核市42件の回答のうち、

- ・大店立地法の届出に関する権限移譲:希望する1件、希望しない29件
- ・中心市街地活性化法の特例区域指定に関する権限移譲:希望する3件、希望しない21件

<政令指定都市ではなくとも中核市が運用主体になり得るとい指摘について>

○大店立地法制定時からの法趣旨において、大店立地法及び中心市街地活性化法特例制度の運用主体を都道府県及び政令指定都市としているのは、以下2点の理由による。

- ①広範な地域を鳥瞰し、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る
- ②法運用機会が多く、実務経験や知見の蓄積の観点から効率的である

○政令指定都市と中核市では、特に②に差異があると考えられ、実際に、この15年間の実績を見ると、政令指定都市と中核市のそれぞれ平均の大店立地数(大店立地総数/市数)は2.7倍であり、有意な差があると考えられる。

○以上を踏まえると、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域指定に関する事務処理や権限について、中核市であることをもって移譲するのは適切ではないと考える。

<中心市街地活性化法の特例区域の指定権限について、大店立地法の事務・権限と分離して移譲することについて>

○中心市街地の活性化における大規模小売店の立地促進のために大店立地法の手続きを簡素化・適用除外とする中心市街地活性化法の特例区域の指定については、上述の大店立地法と同様の考えから、運用主体を都道府県及び政令指定都市としているところ。

○また、大店立地法による大規模小売店の立地による周辺地域の生活環境への配慮という法益と中心市街地活性化法の中心市街地の活性化という法益の比較衡量による判断が必要であり、本来、同一の行政庁によって運用されることが望ましい。

○アンケート結果からも、効率性等の観点から、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域の指定に係る事務はセットにすべきといった意見が、特に都道府県から少なからずあった。以上を踏まえると、両法事務を切り離しての移譲を検討することは不相当であると考えられる。